

## 三股町と学校法人南九州学園との包括連携協定書

三股町と学校法人南九州学園（以下「両機関」という。）は、包括的な連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、教育、文化、産業等の分野で相互に協力し、活力ある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 教育及び人材育成に関すること。
- (2) 地域文化の振興に関すること。
- (3) 地域産業の振興に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 健康・福祉に関すること。
- (7) 自然・環境に関すること。
- (8) 防災に関すること。
- (9) その他両機関が協議して必要と認める事項

### （守秘義務）

第3条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、両機関が書面により特段の申出を

行わないときは、期間満了日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

2 両機関は、前項の有効期間中にかかわらず、本協定を解約しようとするときは、当該解約日の1か月前までに両機関協議の上、書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

### （疑義等の協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 3月 17日

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町

代表者 町長

木佐貫辰生



宮崎県宮崎市霧島5丁目1番地2

学校法人南九州学園

理事長

長谷川二郎

